

国立大学法人法の一部を改正する法律案要綱

第一 国立大学法人法の一部改正

一 年度計画及び年度評価の廃止並びに中期計画の記載事項の追加

1 中期計画に基づき国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が定める毎事業年度の業務運営に関する計画（年度計画）を廃止することとすること。

（第二条等関係）

2 中期計画の記載事項に教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置及び業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況に関する指標を加えること。

（第三十一条関係）

3 各事業年度に係る業務の実績等に関する評価（年度評価）を廃止することとすること。

（第三十一条の二等関係）

二 学長選考会議の権限追加等

1 学長選考会議及び機構長選考会議の名称をそれぞれ「学長選考・監察会議」及び「機構長選考・監

察会議」とするとともに、監事は、学長又は機構長（以下「学長等」という。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長選考・監察会議又は機構長選考・監察会議に報告しなければならないこととする事。

（第十一条の二、第十二条及び第二十五条の二等関係）

2 学長選考・監察会議及び機構長選考・監察会議の委員に学長等を加えることができないこととするとともに、理事は教育研究評議会において選出された者のみが委員になることができることとする事。

（第十二条第二項等関係）

3 学長選考・監察会議又は機構長選考・監察会議は、監事から学長等の不正行為等について報告を受けたとき又は学長等がその解任事由に該当するおそれがあると認めるときは、学長等に対し、職務の執行の状況について報告を求めることができることとする事。

（第十七条第四項等関係）

三 複数大学設置法人の監事及び指定国立大学法人の理事の員数の増加等

1 二以上の国立大学を設置する国立大学法人にあっては、その設置する国立大学の数に一を加えた員

数の監事を置くこととする。

(第十条第一項関係)

2 各国立大学法人等に置く監事のうち少なくとも一人は、常勤としなければならないこととする。

(第十条第二項及び第二十四条第二項関係)

3 指定国立大学法人又は指定国立大学を設置する国立大学法人の理事の員数は、二を加えた数とすることとする。

(別表第一備考関係)

#### 四 国立大学法人等による出資の範囲の拡大

1 国立大学法人等は、当該国立大学法人等が保有する教育研究に係る施設、設備又は知的基盤の管理及び他の大学、研究機関その他の者による利用の促進に係る事業を実施する者並びに当該国立大学等における研究の成果を活用する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、文部科学大臣の認可を受けて、出資を行うことができるものとする。

(第二十二條及び第二十九條關係)

2 指定国立大学法人は、当該指定国立大学法人における技術に関する研究の成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業を実施する者に対し、文部科学大臣の認可を受けて、出資を行うことができるものとする。

(第三十四條の五關係)

## 五 国立大学法人の統廃合

国立大学法人小樽商科大学及び国立大学法人北見工業大学を国立大学法人帯広畜産大学に統合し、小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学を設置する国立大学法人北海道国立大学機構とするとともに、国立大学法人奈良教育大学を国立大学法人奈良女子大学に統合し、奈良教育大学及び奈良女子大学を設置する国立大学法人奈良国立大学機構とすること。

(別表第一関係)

## 第二 施行期日等

- 一 この法律は、一部を除き、令和四年四月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)
- 二 この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。 (附則第二条から第十一条まで関係)